

令和5年度

動物実験に関する自己点検・評価報告書

茨城県立医療大学

令和6年4月

令和5年度動物実験に関する自己点検・評価報告書は、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(以下、基本指針という)(文部科学省告示第71号 平成18年6月1日)」及び「茨城県立医療大学動物実験規程(医療大訓第1号 平成28年1月27日)」に基づき、本学の動物実験に関し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における基本指針の適合性について、点検及び評価を実施し、まとめたものである。

令和6年4月1日
茨城県立医療大学
動物実験委員会委員長
中山 智博

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学大学動物実験委員会規程、茨城県立医療大学動物実験規程、茨城県立動物舎管理運営規定、茨城県立医療大学動物舎利用規定

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

基本指針に則した機関内規程が定められている。

4) 改善の方針

該当せず

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学大学動物実験委員会規程、動物実験委員会委員名簿、緊急連絡網

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

基本指針に則した動物実験委員会が設置されている。茨城大学から獣医師 1 名を、東京医科大学茨城医療センターから医学博士 1 名を外部委員として委嘱し、動物実験に関して適切な助言を得ている。

4) 改善の方針

該当せず

3. 動物実験の実施体制(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学における動物実験に関する規程、計画書等の様式

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

基本指針に則して、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められている。

4) 改善の方針

該当せず

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- ☒ 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- ☐ 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学動物実験規程、茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

安全管理に注意を要する動物実験に関連する規程が定められ、実施体制が整備されている。

4) 改善の方針

該当せず

5. 実験動物の飼養保管の体制(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物舎飼育管理業務委託仕様書、茨城県立医療大学動物実験規程

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼育管理記録が整備されている。動物実験委員会委員長が実験動物管理者となっている。

4) 改善の方針

該当せず

II. 実施状況

1. 動物実験委員会(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学動物実験取扱規程、動物実験委員会委員名簿、動物実験委員会議事要旨

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験計画の審査、教育訓練の実施等において、委員会の役割を十分に果ている。

4) 改善の方針

該当せず

2. 動物実験の実施状況(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物実験委員会議事要旨、令和5年度動物実験計画書一覧、令和5年度動物実験結果報告書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験計画の立案、審査、承認が基本指針に則して実施されている。全ての結果報告書は提出済みである。

4) 改善の方針

該当せず

3. 安全管理を要する動物実験の実施体制(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- ☒ 該当する動物実験が適正に実施されている。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。
- ☐ 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

茨城県立医療大学動物実験規程、茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

安全管理に注意を要する動物実験に関連する規程が定められ、実施体制が整備されている。遺伝子改

変動物を飼育する部屋では逃亡を防止する対策を取っている。動物舎内では放射性物質を用いる動物実験と感染実験は禁止されている。

4) 改善の方針

該当せず

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。

☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

☐ 多くの改善すべき問題がある。

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物種ごとの飼育匹数を記録した飼育管理記録が整備されている。S P F 実験動物の病原微生物保有状況の検査(微生物モニタリング)を実施した。

4) 改善の方針

該当せず

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、善計画は立てられているか?)

1) 評価結果

☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。

☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

動物飼育室一覧

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼育機器は適正に管理維持されている。各部屋の温度管理は適正に管理されている。修理が必要な機器は適宜、対応している。

4) 改善の方針

該当せず

6. 教育訓練の実施状況(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

□ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

教育訓練の実施状況(全学講習会の参加者名簿)とスライド内容

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

基本指針や実験動物飼養保管基準に則した教育訓練が4回実施され、実験従事者は一度受講すると2年間有効としている。

4) 改善の方針

該当せず

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針-の適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

□ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

□ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

令和5年度自己点検・評価報告書

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に従い、動物実験の実施が動物実験委員会での議論を通して適正に行われた。国動協、公私動協が要請する情報公開項目を大学ホームページ上で公開している。

4) 改善の方針

該当せず

8. その他(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

大学が指定した書式で別途、自己点検・評価を行っている。